

ノ間ニ定決セル解決案ニ於スル印印方ヲ固執シ何等讓歩ノ
余地ヲ示サハリシヲ以テ十九日午前二時ヨリ今三時迄ノ間
合署ニ於テ會社側宮川支那人ト従業員代表トヲ會見セシメ
更ニ妥協斡旋ヲ為シタルモ双方共強硬ナル態度ヲ持シ何等
變ルトコ口無ク交渉ハ事實上決裂ノ状態ニ陥リタリ

以下次頁

(3) 當廳ニ於ケル斡旋状況

(1) 前記ノ通り大森署ニ於ケル交渉ハ事實上決裂ノ状態ニ陥
リ従業員側兎化ノ傾向アリタルヲ以テ之カ未だ防止ノ目
的ヲ以テ十九日未明ヨリ之カ調停ヲ當廳調停課ニ移シタ
リ

四本月十九日以降連日ニ亘リ勞資代表ヲ調停課ニ招致シ調
停斡旋ニ努メタル結果 従業員側ニテハ漸ク叢ニ大
森署ニ於テ作成セル解決案ノ調印ヲ断念シ且ツ會社カ本
月十八日大森署ニ提出セル交渉ヲ大体ニ於テ認ムルニ至
リ交渉好轉シ来リタルモ本月二十四日夜ニ至リ會社側カ
爭議團首階部七八名解雇ノ意思ヲ表明スルニ至リタルヲ
以テ再ヒ交渉停頓ノ状態ニテリ

八會社側ノ態度

(1) 會社側ニテハ大倉商會社ノ根本方針ナリトシテ勞働